

岩手県告示第75号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

令和4年2月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 都市計画の種類 都市計画施設（公園）
- 2 都市計画を変更した土地の区域 陸前高田市高田町字古川、字曲松、字砂畑、字本宿、字中宿、字下宿及び字館の沖、気仙町字三本松、字中堰、字砂盛、字木場、字土手影、字川口、字小淵及び字的場並びに米崎町字沼田（別紙図面のとおり。）
- 3 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部都市計画課及び沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター並びに陸前高田市役所

備考 「別紙図面」は、省略し、変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。